

村上市ホームページ有料広告掲載募集要項

地域経済の活性化と自主財源の確保を目的に、「村上市有料広告掲載要綱」の規定に基づき、村上市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

1 広告応募資格

村上市有料広告掲載に関する基準第4条の規定により規制する業種又は事業者でないこと。

2 広告掲載基準

村上市有料広告掲載に関する基準第5条の規定に該当しないこと。

3 広告掲載位置及び枠数

広告の掲載するページはトップページとし、位置及び枠数は市長が指定する。

4 広告規格（1枠）

- (1) 大きさは縦60ピクセル、横180ピクセルであること
- (2) データ形式はG I F、J P E GまたはP N G形式であること
- (3) アニメーション、ロールオーバー等の画像が変化しないものであること
- (4) データの容量が20キロバイト以下であること

5 広告掲載期間

- (1) 1回の申込みに係る広告掲載期間は、1月を単位として最長12月とする。
- (2) 広告掲載期間の単位となる1月とは、月の初日から末日とし、月の途中から掲載した場合であっても、終期は当該月の末日とする。

6 広告掲載料

広告掲載料は次のとおりとする。なお、市内事業者とは市内に住所または営業所等を有するものをいい、市外事業者とはそれ以外のものをいう。

区分	市内事業者	市外事業者
1月	5,000円	10,000円

※広告掲載料は、消費税を含んだ金額である。

7 広告申込み手続き

(1) 募集

広告の申込みは、市ホームページ及び市報むらかみで随時、行うものとする。

(2) 応募方法

広告掲載を希望する者は、広告掲載を希望する月の前々月の末日までに村上市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載する広告案を添えて提出すること。
なお、申込書は企画戦略課に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出先

村上市役所企画戦略課企画政策室
〒958-8501 新潟県村上市三之町1-1
電話 (0254) 53-2111(代)
Eメール seisaku-k@city.murakami.lg.jp

8 広告内容の審査と掲載の決定

- (1) 市長は、申し込み受付後、内容等について「村上市有料広告掲載に関する基準」に従って審査し掲載の可否を決定する。
- (2) 審査による可否は、村上市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は村上市ホーム

ページ有料広告非掲載決定通知書（様式第3条）により通知する。

(3) 市長は、広告の内容について、必要に応じて申込者に対して修正を求めることができるものとする。

9 広告バナー画像の作成と提出

広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする広告バナー画像を自己の負担により作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。広告バナー画像データは、Eメールに添付して提出するか、CD-Rに保存し、持参又は郵送で提出すること。

※提出した媒体は返却しない。

10 広告内容の変更

(1) 広告主は、1か月に1度に限り、広告バナー画像またはリンク先を変更することができる。

(2) 広告バナー画像を変更する場合は、変更を希望する日が属する月の前月末日の10日前までに、村上市ホームページ有料広告変更申込書（様式第4号）を提出しなければならない。

(3) 上記の申込みがあったときは、変更内容を審査し、変更の可否を村上市ホームページ有料広告掲載変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

11 広告掲載料の納入

広告主は、村上市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）に記載された額を、同封する納付書により市が指定する金融機関で納期限までに一括で納入すること。

12 広告掲載料の還付

一度納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない等、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

13 広告掲載決定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合、掲載の決定を取り消すことができる。取り消す場合は、村上市ホームページ有料広告掲載取消等通知書（様式第6号）にて通知する。

(1) 指定する期日までに広告バナー画像データの提出がない場合

(2) 納期限までに広告掲載料の納入がない場合

14 広告掲載の取消し

市長は、掲載した広告の内容及びリンク先の内容が、村上市有料広告掲載要綱第3条に規定するいずれかに該当することとなった場合は、広告掲載を取消し又は一時中止することができる。

なお、この場合は、村上市ホームページ有料広告掲載取消等通知書（様式第6号）にて通知し、広告掲載料は返還しない。

15 広告掲載の取りやめ

広告主は、自己の都合により広告掲載を取りやめる場合は、村上市ホームページ有料広告掲載取止申請書（様式第7号）により申し出ることができる。この場合、広告掲載料は還付しない。

16 広告主の責務

広告主は、掲載した広告の内容及びリンク先の内容、その他の広告掲載によって生じる全ての事項について一切の責任を負うものとする。

17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年3月3日より実施する

附 則

この要項は、令和4年4月1日より実施する

附 則

この要項は、令和5年4月1日より実施する